

項目 5 ㊟：まちづくり協議会の設置位置付け

<事務局条文案>

各地区に、地区における住民自治を総合的に担い、地区まちづくり活動を推進する、市民等により自主的に組織された団体として、まちづくり協議会を置く。

2 まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすよう努めるものとする。

- (1) 地区の市民等の大多数で構成された団体であること。
- (2) まちづくり協議会を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
- (3) まちづくり協議会の役員が、その構成する市民等の意思に基づいて選出されていること。
- (4) 構成する市民等が、地区の将来像を共有し、計画的な事業運営を進めるため、まちづくり行動計画が策定されていること。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（認定）第7条

市長は、地域コミュニティ運営協議会のうち、次の各号のすべてに該当するものを認定することができる。

- (1) その組織が、小学校を基本とする区域に住所を有する者及びこれらの者の地縁に基づいて形成された団体(次号において「区域住民等」という。)の大多数で構成されているもの
- (2) その活動が、区域住民等の多数の支持を得ているもの又はその見込みがあるもの
- (3) その区域が、次条に規定する申請時においてこの条の規定による認定を受けている地域コミュニティ運営協議会(以下「認定地域コミュニティ運営協議会」という。)の区域と重複しないもの
- (4) 規約を有しているもの
- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をしないもの
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動をしないもの
- (7) 全各号に掲げるもののほか、規則で定める事項に該当するもの

②松山市地域におけるまちづくり条例（認定）第7条

市長は、まちづくり協議会のうち、次の各号のいずれにも該当するものを認定することができる。

- (1) その組織が、公民館区域(松山市公民館条例(平成16年条例第3号)別表第1に規定する各公民館が事業の対象としている区域を基準として、市長が適当と認める区域をいう。)の大多数で構成されているもの。
- (2) その活動が、区域住民等の多数の支持を得ているもの又はその見込みがあるもの
- (3) その区域が、既にこの条の規定による認定を受けているまちづくり協議会(以下「認定まちづくり協議会」という。)の区域と重複しないもの
- (4) 規約を有しているもの
- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をしないもの
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動をしないもの

(7) 全各号に掲げるもののほか、規則で定める事項に該当するもの

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例 (定義)第 2 条中

(3)地域自治を担う住民組織 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。

ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。

イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。

ウ おおむね小学校の通学区域(元学区を含む。)を単位とする地域において活動するものであること。

エ 多くの地域住民に支持されているものであること。

④豊中市地域自治推進条例 (地域自治組織の認定等)第 7 条

(1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第 4 条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。

(2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。

(3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。

(4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第 4 条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること。

2 地域自治組織は、前項の認定を受けようとするときは、市規則で定める書類を添えて認定申込書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込書の提出があつたときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該地域自治組織にその旨を書面により通知するものとする。

4 市長は、前項の審査を行う場合において、その地域自治組織が組織する地域の範囲の全部又は一部が、既に第 1 項の認定を受けている地域自治組織が組織する地域の範囲と重複するときは、第 1 項の認定を行わない。

5 第 1 項の認定を受けた地域自治組織(以下「認定を受けた地域自治組織」という。)は、代表者又は規約の変更その他市規則で定める事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

6 市長は、認定を受けた地域自治組織が第 1 項各号の規定に該当しなくなったと認めるときその他市規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

⑤越前市地域自治振興条例 (自治振興会の組織等) 第 7 条

自治振興会は、地区の市民等の意思が十分尊重された組織で構成されなければならない。

2 自治振興会は、組織及び運営に関する事項について、当該自治振興会の会則(事項におい

て「会則」という。)で定めるものとする。

3 自治振興会は、会則に定めるところにより、会長その他の役員を置くものとする。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

(コミュニティ運営協議会の設置)第 37 条

コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(運営協議会の規約等)第 40 条

運営協議会は、規約を定めなければならない。

2 運営協議会に会長、副会長その他規約で定める役員を置く。

3 運営協議会は、毎年、定期総会を開かなければならない。

4 運営協議会は、規約の定めるところにより、臨時総会を開くことができる。